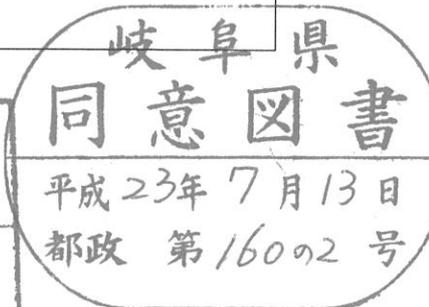
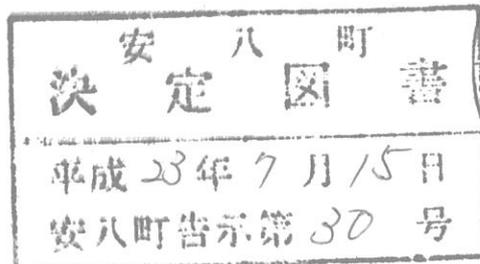


大垣都市計画地区計画の変更（安八町決定）

都市計画 大明神地区 地区計画を次のように変更する。

名 称	大明神地区 地区計画	
位 置	安八町大明神字大道南の一部	
面 積	約 0.7ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、広域幹線道路である(都)大垣一宮線の沿道地域で、隣接する近隣商業地域とともに、付近では沿道サービス施設を主体とした都市的土地利用への転換がみられ、また地域住民から生鮮食料品関係の誘致の要望もある。 このため地区計画を策定し、隣接市街地との連続性も踏まえ、適切な沿道サービス施設の誘導を行い、計画的な市街地形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	大型街区を形成し、幹線道路の沿道といった立地条件を生かした優良な商業施設の誘導を図る。
	地区施設の整備方針	商業施設の利用者の利便性、安全性の向上を目的とした拡幅道路を配置する。特に、幹線道路に接続する地区北側の東西道路は、搬送等の大型車両の通行、すれ違いに配慮した幅員 8.0m（地区内 4.0m）を確保する。
	建築物等の整備の方針	ゆとりのある良好な商業空間を形成するために、建築物等の用途制限、建築物の敷地面積の最低限度を定め、快適で利便性の高い商業施設の立地を誘導する。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	市街化区域の編入に伴い、下流河川の狭小部に悪影響を与えぬよう安全性の高いまちづくりを行うため、治水対策として調整池を設置する。

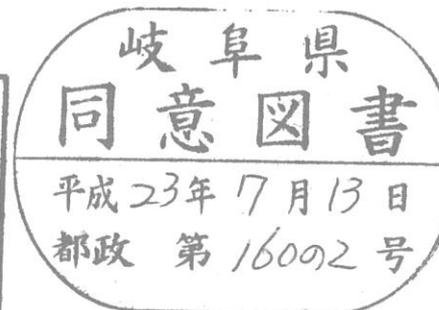
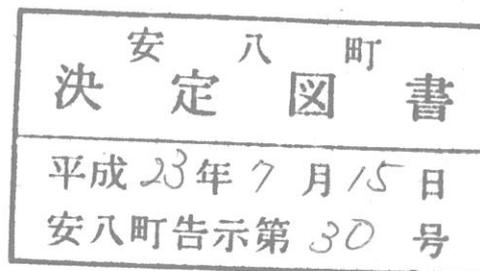


地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	道路等を次のように定める。			
			名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路1号	4.0m	約 81m	拡 幅
			区画道路2号	3.0m	約 59m	拡 幅
	その他の公共空地	調 整 池	計画図参照			
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	物品販売業を営む店舗又は飲食店以外の建築物は建築してはならない。			
建築物の敷地面積の最低限度		1,500㎡				

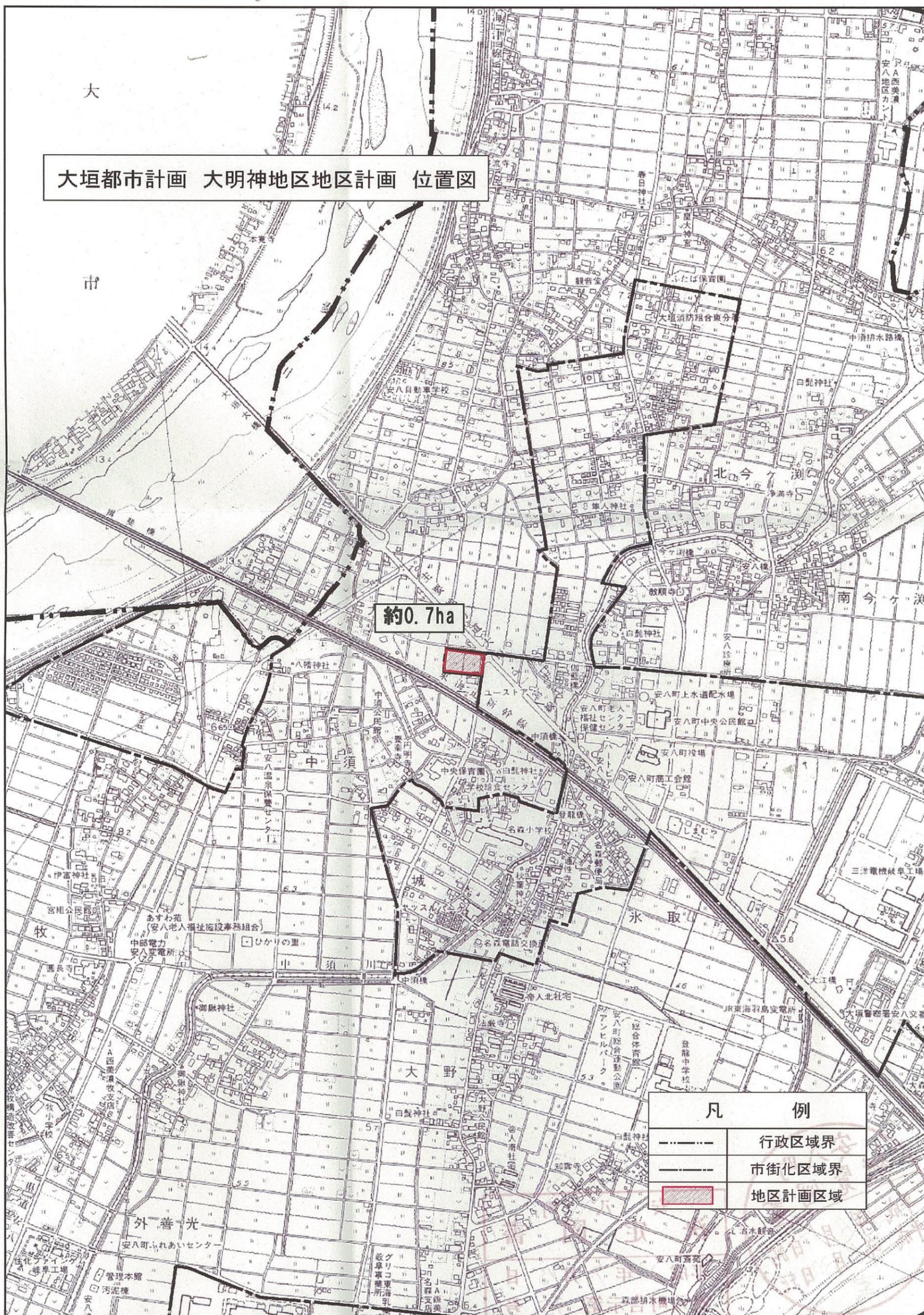
「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、本町の広域幹線道路である(都)大垣一宮線の沿道地域で、付近では沿道サービス施設を主体とした都市的土地利用への転換がみられ、この傾向は今後も続くものと予想される。このため、適切な沿道サービス施設の誘導を行い、計画的な市街地形成を図る必要がある。



大垣都市計画 大明神地区地区計画 位置図

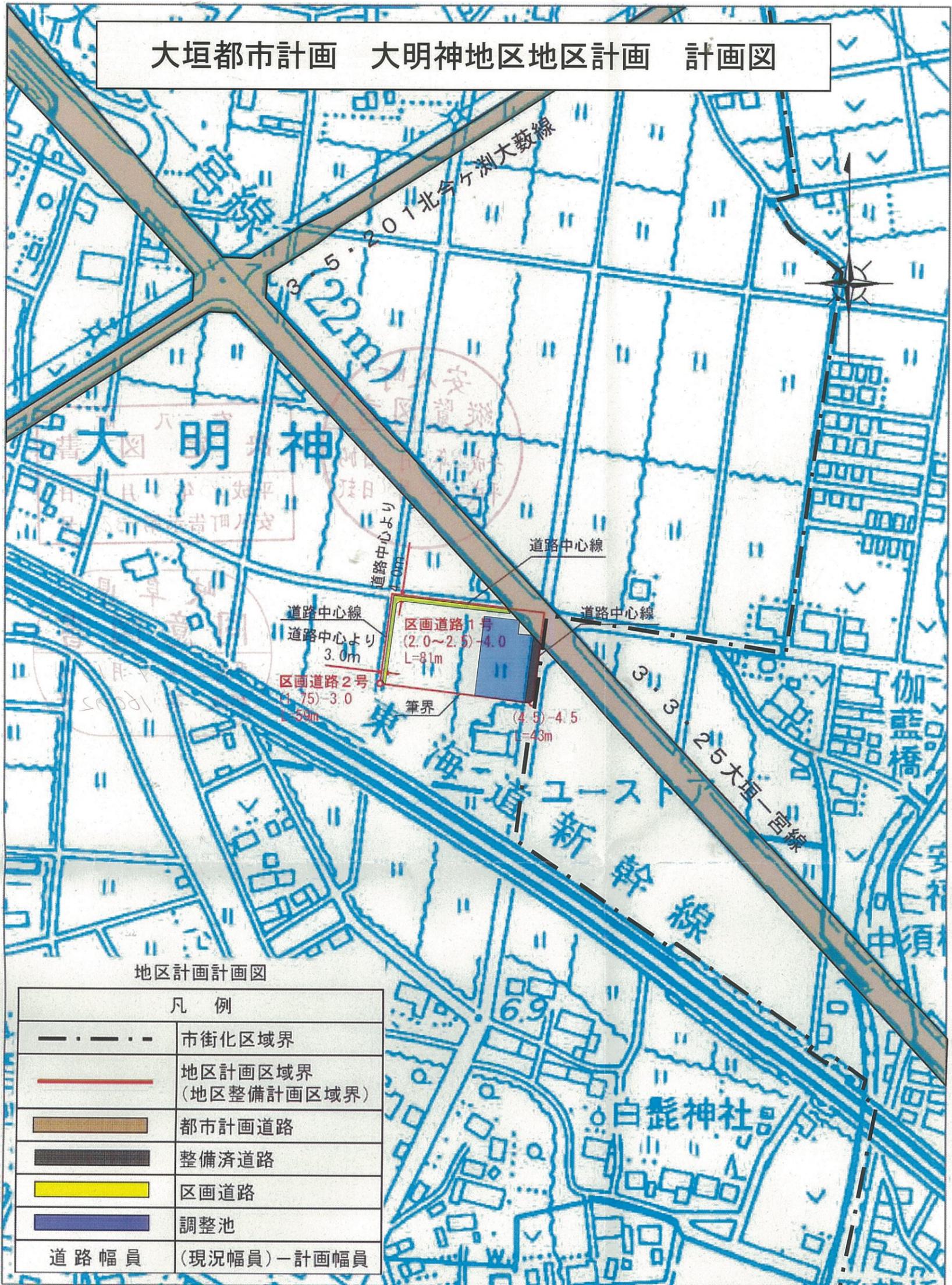


約0.7ha

凡 例	
-----	行政区域界
-----	市街化区域界
	地区計画区域

岐阜県  
 同図図書  
 平成25年7月1日  
 特許第1005号

大垣都市計画 大明神地区地区計画 計画図



地区計画計画図

凡 例	
	市街化区域界
	地区計画区域界 (地区整備計画区域界)
	都市計画道路
	整備済道路
	区画道路
	調整池
道路幅員	(現況幅員) - 計画幅員

S=1:2500